

## とちぎんアプリ口座開設規定

とちぎんアプリ口座開設規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社栃木銀行（以下「当行」といいます。）が提供するアプリケーション「とちぎんアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を利用して預金口座を開設する場合に適用します。お客さまは本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さま自身の責任においてご利用ください。

### 第1条（本アプリについて）

1. 本アプリは、お客さまのスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動させ、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報登録、および本人確認手続きにおいて、公的個人認証サービスを利用する方法により普通預金（または総合口座）開設の申込みがおこなえるサービス（以下「本サービス」といいます。）です。
2. お客さまは、自らの責任の基で、本サービスにおける本人確認の手続きにおいて、本人であることを証明するための情報に、個人番号カードに格納される電子証明書を用いた電子署名を行うことに同意するものとします。電子署名の確認の際には、サイバートラスト株式会社が提供する iTrust 本人確認サービスを利用します。
3. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限りします。
4. 本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。利用環境については、当行ホームページ等でご確認ください。
5. 本アプリの利用手数料は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。利用環境によってダウンロードに数分の時間を要する場合があります。

### 第2条（本アプリの権利帰属、利用範囲等）

1. 本アプリの著作権その他の各知的財産権（以下「著作権等」といいます。）は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さまは、個人利用を目的とし、本サービス、および本アプリを利用することができます。なお、個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために本アプリを利用することはできません。
3. 当行は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリング、またはこれらに類する行為を禁止します。
4. 当行から請求があった場合、お客さまは速やかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

### 第3条（免責事項）

1. 本サービスの利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
2. 前項のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - （1）災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき。
  - （2）当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

#### 第4条（本アプリ等の内容変更等）

1. 当行は、本アプリまたは本サービスの内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとしします。
2. 当行が本アプリの内容の全部または一部を変更または改良（以下、「アップグレード」といいます。）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定、その他の利用環境によっては、アップグレード後の本アプリを利用できない場合があります。

#### 第5条（本アプリのご利用に際してのご注意）

1. 本サービスを利用されるスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
2. 本アプリをインストールしたスマートフォンがコンピュータウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。

#### 第6条（準拠法・管轄）

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第7条（本規定の変更等）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

預 Y4942 2025. 3